

3 | 地域包括支援センターの業務

(1) 包括的支援事業

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するため、①介護予防ケアマネジメント事業（法第 115 条の 38 第 1 項第 2 号）、②総合相談・支援事業（法第 115 条の 38 第 1 項第 3 号）、③権利擁護事業（法第 115 条の 38 第 1 項第 4 号）、④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第 115 条の 38 第 1 項第 5 号）の四つの事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点として、設置されるものです。

①介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント事業は、特定高齢者が要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うものです。（法第 115 条の 38 第 1 項第 2 号）

事業の内容としては、特定高齢者の把握に関する事業において、市町村が把握・選定した特定高齢者についての介護予防ケアプランを作成し、そのケアプランに基づき、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行います。

②総合相談・支援事業

総合相談・支援事業は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行うものです。（法第 115 条の 38 第 1 項第 3 号）

事業の内容としては、初期段階での相談対応および専門的・継続的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行います。

③権利擁護事業

権利擁護事業は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものです。（法第 115 条の 38 第 1 項第 4 号）

事業の内容としては、成年後見制度の活用推進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図ります。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携はもとより他のさまざまな職種と多職種協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援および介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する後方支援を行うものです。(法第 115 条の 38 第 1 項第 5 号)

事業の内容としては、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行います。

(2) 指定介護予防支援

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、同計画に基づく指定介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行うものです。

この指定介護予防支援の業務は、地域包括支援センター行う業務とされており、市町村の指定を受ける必要があります。これは市町村が直営する地域包括支援センターについても同様です。

(3) その他

地域包括支援センターは、(1) 包括的支援事業および(2) 指定介護予防支援の業務を実施するほか、介護予防事業のうち、①特定高齢者の把握に関する事業、②介護予防に関する普及啓発を行う事業、③介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成

および支援を行う事業および、④介護予防に関する事業に係る評価を行う事業、並びに任意事業の委託ができることとされています。

①特定高齢者の把握に関する事業

市町村に住所を有する65歳以上の者に対し、問診、身体計測等を実施し、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握する（生活機能評価）とともに、関係機関との連携を通じた特定高齢者の情報収集を行い、特定高齢者の選定及び決定を行います。（特定高齢者把握事業）

②介護予防に関する普及啓発を行う事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成および配布、有識者等による講演会や相談会等の開催など、市町村が介護予防の普及啓発として効果があると認める事業を適宜実施するものです。（介護予防普及啓発事業）

③介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育並びに介護予防に資する地域活動を行う組織の育成及び支援を行う事業

介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成および支援など、市町村が地域における介護予防に資する活動の支援として効果があると認める事業を適宜実施するものです。（地域介護予防活動支援事業）

④介護予防に関する事業に係る評価を行う事業

介護予防特定高齢者施策および介護予防一般高齢者施策それぞれの施策に対する評価を行う事業であり、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、各施策の事業評価を行うものです。（介護予防特定高齢者施策評価事業および介護予防一般高齢者施策評価事業の一部）

⑤任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業その他介護保険事業の安定化や被保険者の地域における自立した日常生活の支援を行うため、必要な事業を実施するものです。